

2 (仮称) リサイクルプラザ建設事業見直しに係る課題・問題点 (中間) まとめ

(別紙1) 平成17年12月28日付報告書添付資料

見直しの視点	見直し案	1 - (1) 廃棄物処理経費の 総コスト削減に向けた戦略・戦術拠点 としての運営	1 - (2) 合併特例債の影響		1 - (3) 建設コスト、ランニングコストの縮減	1 - (4) ごみの減量化・資源化も含めた 環境行政に貢献できる施設	1 - (5) 市民参加		2 - (1) 見直しのスケジュール 1年以内の見直し
		戦略・戦術拠点としての運営不可 戦略・戦術拠点の確保は将来的な課題として検討する必要がある。 (環境防災部)	施設建設を伴わない用地購入は合併特例債の対象事業に該当せず、用地部分の繰上償還が必要。 土地売却の場合、庁用車代替駐車場の確保が必要となり、また、地価下落に伴う売却差損が発生する。	売却差損の発生 平成12年～17年地価公示住宅平均比15.8%の減 面積3,229.01㎡ 取得価格1,004,155,755円 (都市整備部)(環境防災部)	駐車場として用地を活用する場合は財源確保が必要。 用地売却の場合は民間駐車場の借り上げが必要。 庁用車52台・清掃車44台 (総務部)	建設を行わないため設問に該当なし	環境行政に貢献できる施設とならない 総合計画・環境基本計画の中で、環境学習・活動センターの機能をリサイクルプラザに位置づけ、中止の場合再検討が必要。 (環境防災部)	市民参加の手続きによる総合計画の見直し、新市建設計画の変更手続きが必要か検討する必要がある。 (企画部)	市民参加により進められた事業であり、事業中止の場合は改めて市民の理解を得る必要がある。 環境基本計画の変更が前提となる。 (環境防災部)
ア	建設事業の中止								
イ	他の施設への変更 ストックヤードなどへの施設用途の変更	戦略・戦術拠点としての運営不可 第1種低層及び第2種中高層住居専用地域の適用を受け工場の建設は不可と考えられる。 (総務部)	合併特例債の活用は、新市建設計画に基づく公共施設の整備等の計画的な事業展開が必要。 施設基本コンセプトの変更は、用地部分を含めた対象事業の取り消しの可能性がある。 (企画部)		建設を行わないため設問に該当なし	環境行政に貢献できる施設とならない 総合計画・環境基本計画の中で、環境学習・活動センターの機能をリサイクルプラザに位置づけ、用途変更の場合再検討が必要。 (環境防災部)	市民参加の手続きによる総合計画の見直し、新市建設計画の変更手続きが必要か検討する必要がある。 (企画部)	市民参加により進められた事業であり、他の施設への変更は改めて市民の理解を得る必要がある。 環境基本計画の変更が前提となる。 (環境防災部)	保谷庁舎敷地整備事業計画の見直しが必要となり、庁舎北側敷地の緑化整備が行えない。 (総務部)
ウ	建築計画の変更 (大幅な変更) 再設計・建築確認再申請(建物構造・規模)の変更 事業内容の変更に伴う施設機能の見直し	2階建て～1階建てへの変更(市民活動専用施設) 戦略・戦術拠点としての運営不可、職員と市民の協働活動に有用な施設とならない。 2階建て～2階建て(構造体の変更) 戦略・戦術拠点としての運営可能。 (環境防災部)	2階建て～1階建てへの変更(市民活動専用施設) 合併特例債事業計画と異なる基本コンセプトの変更は、用地部分を含め対象事業取り消しの可能性がある。 2階建て～2階建て(構造体の変更) 合併特例債事業計画と同じ基本コンセプトでの変更は対象となる可能性がある。 (企画部)	用途・構造変更は実施設計・建築確認申請を再度行う必要がある。 全面見直しは建設コストの大幅な縮減が可能、軽量鉄骨並びに低層階等が考えられる。また、ランニングコストの縮減の可能性が高い。 現設計 見直し案1F 見直し案2F 合計 549百万円 299百万円 417百万円 (約45%縮減) (約24%縮減)	2階建て～1階建てへの変更 環境行政に貢献できる施設となる(狭義の意味)、総合計画・環境基本計画の中で、環境学習・活動センターの機能をリサイクルプラザに位置づけ、変更内容により再検討が必要。 2階建て～2階建てへの変更(構造体の変更) 環境行政に貢献できる施設となる。 (環境防災部)	2階建て～1階建てへの変更 市民参加の手続きによる総合計画の見直し、新市建設計画の変更手続きが必要か検討する必要がある。 2階建て～2階建てへの変更(構造体の変更) 総合計画の内容に即している。 (環境防災部)	2階建て～1階建てへの変更 市民参加により進められた事業であり、市民参加手続きが必要。 2階建て～2階建てへの変更(構造体の変更) 環境基本計画の内容に即している。 (環境防災部)	2階建て～1階建てへの変更 保谷庁舎敷地整備事業計画の見直しが必要となり、庁舎北側敷地の緑化整備が行えない。 2階建て～2階建てへの変更(構造体の変更) 予定していた平成20年度の緑化整備事業は延伸。 (総務部)	
エ	建築計画の変更 (小幅な変更) 修正設計・建築確認済の内容を踏襲(設備・レイアウトの変更) 事業内容の変更に伴う施設機能の見直し	戦略・戦術拠点としての運営には調整が必要である	基本コンセプトを変更しない前提で建築計画を変更した場合、国及び東京都に説明・協議が必要であるが、引き続き対象事業として認められる可能性がある。 (企画部)	事前に建築指導事務所との協議が必要。また、変更内容等により建築設備・消防設備に影響がある。 軽微な変更のため建設コストの縮減の可能性は低い ランニングコストの縮減の可能性がある。 (総務部)	市民向け情報提供のあり方を検討し、市民サービス向上及びコスト削減の観点から再検討する必要がある。 (環境防災部)	環境行政に貢献できる施設となる 施設機能の見直しに伴い、従前の事業計画に加えより付加価値の高い事業計画へと目標設定を改めることが必要。 (環境防災部)	市民参加実施済み	市民参加実施済み	保谷庁舎敷地整備事業のスケジュール見直しが必要となり、予定していた平成20年度の緑化整備事業は延伸。 (総務部)
オ	建築計画の変更は行わない 事業内容の変更に伴う施設機能の見直し	戦略・戦術拠点としての運営には調整が必要である	基本コンセプトを変更しない前提で建築計画を変更した場合、国及び東京都に説明・協議が必要であるが、引き続き対象事業として認められる可能性がある。 (企画部)	大きな見直しを行わないため設問に該当なし (企画部)	環境行政に貢献できる施設となる 施設機能の見直しに伴い、従前の事業計画に加えより付加価値の高い事業計画へと目標設定を改めることが必要。 (環境防災部)	市民参加実施済み	市民参加実施済み	保谷庁舎敷地整備事業のスケジュール見直しが必要となり、予定していた平成20年度の緑化整備事業は延伸。 (総務部)	